

議第 25 号

## 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

### 提 案 理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が令和 8 年 4 月 1 日に施行されること及び令和 8 年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）<u>及び子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号）の規定による<u>子ども・子育て支援納付金</u>（以下この条において「<u>子ども・子育て支援納付金</u>」とい</p> <p>う。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（4）<u>子ども・子育て支援納付金課税額</u>（国</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>（2）・（3）（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p>	
<p>2～4 (略)</p>	
<p><u>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</u></p>	
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p>	
<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.27</u>の税率を乗じて算定する。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.10</u>の税率を乗じて算定する。</p>
<p>2 (略)</p>	

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)
第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>27,800円</u> とする。	第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>27,100円</u> とする。
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)
第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>20,200円</u>	(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>20,000円</u>
(2) 特定世帯 <u>10,100円</u>	(2) 特定世帯 <u>10,000円</u>
(3) 特定継続世帯 <u>15,150円</u>	(3) 特定継続世帯 <u>15,000円</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.24</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.16</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,400円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.69</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.60</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,000円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,700円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,100円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,200円</u>とする。</p>
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p> <p><u>第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p>	
<p><u>第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。</u></p>	
<p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</u></p>	
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u></p> <p><u>第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円</u></p> <p><u>(2) 特定世帯400円</u></p> <p><u>(3) 特定継続世帯600円</u></p>	
<p><u>(国民健康保険税の減額)</u></p> <p><u>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額</u></p> <p><u>(当該減額して得た額が66万円を超える場合</u></p>	<p><u>(国民健康保険税の減額)</u></p> <p><u>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額</u></p> <p><u>(当該減額して得た額が66万円を超える場合</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、<u>同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。</u></p>	<p>には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）<u>並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</u></p>
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超</p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超</p>

改 正 後	改 正 前
<p>える者に限る。) をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>19,460円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>14,140円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>7,070円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>10,605円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,580円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p>	<p>える者に限る。) をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>18,970円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>14,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>7,000円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>10,500円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,300円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7,000円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,270円</u></p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> <u>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について840円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> <u>18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円</u></p> <p>ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額</u> <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>（ア）<u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯560円</u></p> <p>（イ）<u>特定世帯280円</u></p> <p>（ウ）<u>特定継続世帯420円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,790円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,340円</u></p>
<p>（2）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得</p>	<p>（2）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得</p>

改 正 後	改 正 前
<p>た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>13,900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>10,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>5,050円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>7,575円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>4,700円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除</p>	<p>た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>13,550円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>10,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>5,000円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>7,500円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>4,500円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除</p>

改 正 後	改 正 前
<p>く。) 1人について<u>5,000円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別 平等割額 1世帯について<u>3,050円</u></p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者 均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>600円</u></p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者 均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>50円</u></p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>200円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>300円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>く。) 1人について<u>4,850円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別 平等割額 1世帯について<u>3,100円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者</p>

改 正 後	改 正 前
(前2号に該当するものを除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,560円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,040円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,020円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,030円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 <u>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</u> 1人について <u>1,880円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u> (ア)～(ウ) (略) オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,000円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,220円</u>	(前2号に該当するものを除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,420円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,000円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,000円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 <u>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</u> 1人について <u>1,800円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u> (ア)～(ウ) (略) オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,940円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,240円</u>

改 正 後	改 正 前
<p><u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について240円</u></p>	
<p><u>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円</u></p>	
<p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯160円</u></p> <p><u>(イ) 特定世帯80円</u></p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯120円</u></p>	
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯<u>4,170円</u></p> <p>イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯<u>6,950円</u></p> <p>ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯<u>11,120円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯<u>13,900円</u></p>	<p>税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯<u>4,065円</u></p> <p>イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯<u>6,775円</u></p> <p>ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯<u>10,840円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯<u>13,550円</u></p>
<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯<u>1,410円</u></p> <p>イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯<u>2,350円</u></p> <p>ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯<u>3,760円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯<u>4,700円</u></p>	<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯<u>1,350円</u></p> <p>イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯<u>2,250円</u></p> <p>ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯<u>3,600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯<u>4,500円</u></p>
<p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア 前項第 1 号キに規定する金額を減額した世帯<u>180円</u></p> <p>イ 前項第 2 号キに規定する金額を減額した世帯<u>300円</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>ウ <u>前項第3号キに規定する金額を減額した世帯480円</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯600円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額<u>及び18歳以上被保険者均等割額</u>）は、当該所得割額<u>並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u>  <u>当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額</u>  <u>に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>及び被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額<u>及び被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額</u></p> <p>(9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の7の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額</u></p> <p>4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p>	
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当す</p>	<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合に</p>



改 正 後	改 正 前
<p>35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得</p>

改 正 後	改 正 前
<p>又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5</p>	<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5</p>

改 正 後	改 正 前
<p>33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と</p>	<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第8条、第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>16～18 (略)</p>	<p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>16～18 (略)</p>

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(適用区分)
- この条例による改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民

健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 【参考資料】

### 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が令和8年4月1日に施行されること及び令和8年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

（1）子ども・子育て支援納付金分を新設します。

区分	令和8年度（A）	令和7年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	0.28%	0%	0.28%
均等割	1,200円	0円	1,200円
18歳以上被保険者均等割	100円	0円	100円
平等割	800円	0円	800円
平等割（特定世帯）	400円	0円	400円
平等割（特定継続世帯）	600円	0円	600円

（第2条、第9条の4から第9条の7まで及び第23条並びに制定附則第5項、第6項、第8項から第15項まで関係）

（2）医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和8年度（A）	令和7年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	6.27%	6.10%	0.17%
均等割	27,800円	27,100円	700円
平等割	20,200円	20,000円	200円
平等割（特定世帯）	10,100円	10,000円	100円
平等割（特定継続世帯）	15,150円	15,000円	150円

（第3条、第5条及び第5条の2関係）

（3）後期高齢者支援金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和8年度（A）	令和7年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	2.24%	2.16%	0.08%
均等割	9,400円	9,000円	400円
平等割	8,000円	8,000円	0円

平等割（特定世帯）	4,000円	4,000円	0円
平等割（特定継続世帯）	6,000円	6,000円	0円

（第6条及び第7条の2関係）

（4）介護納付金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和8年度（A）	令和7年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	1.69%	1.60%	0.09%
均等割	10,000円	9,700円	300円
平等割	6,100円	6,200円	▲100円

（第8条、第9条の2及び第9条の3関係）

（5）世帯所得が〔43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。（7割軽減）

区分	対象項目	令和8年度（A）	令和7年度（B）	増減（A）－（B）
均等割	医療給付費分	19,460円	18,970円	490円
	後期高齢者支援金分	6,580円	6,300円	280円
	介護納付金分	7,000円	6,790円	210円
	子ども・子育て支援納付金分	840円	0円	840円
	18歳以上被保険者分	70円	0円	70円
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯 14,140円	14,000円	140円
	特定世帯	7,070円	7,000円	70円
	特定継続世帯	10,605円	10,500円	105円
	後期高齢 者支援金 分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯 5,600円	5,600円	0円
	特定世帯	2,800円	2,800円	0円
	特定継続世帯	4,200円	4,200円	0円
	介護納付金分	4,270円	4,340円	▲70円
	子ども・ 子育て支 援納付金 分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯 560円	0円	560円
	特定世帯	280円	0円	280円
	特定継続世帯	420円	0円	420円

（第23条第1項第1号関係）

（6）世帯所得が〔43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋30万5千円×被保険者数〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。（5割軽減）

区分	対象項目	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (A)－(B)
均等割	医療給付費分	13,900円	13,550円	350円
	後期高齢者支援金分	4,700円	4,500円	200円
	介護納付金分	5,000円	4,850円	150円
	子ども・子育て支援納付金分	600円	0円	600円
	18歳以上被保険者分	50円	0円	50円
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	10,100円	10,000円
		特定世帯	5,050円	5,000円
		特定継続世帯	7,575円	7,500円
	後期高齢者 支援金分	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	4,000円	4,000円
		特定世帯	2,000円	2,000円
		特定継続世帯	3,000円	3,000円
	介護納付金分	3,050円	3,100円	▲50円
	子ども・子 育て支援 納付金分	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	400円	0円
		特定世帯	200円	0円
		特定継続世帯	300円	0円

(第23条第1項第2号関係)

(7) 世帯所得が〔43万円+（給与所得者等の数－1）×10万円+56万円×被保険者数〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。（2割軽減）

区分	対象項目	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (A)－(B)
均等割	医療給付費分	5,560円	5,420円	140円
	後期高齢者支援金分	1,880円	1,800円	80円
	介護納付金分	2,000円	1,940円	60円
	子ども・子育て支援納付金分	240円	0円	240円
	18歳以上被保険者分	20円	0円	20円
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	4,040円	4,000円
		特定世帯	2,020円	2,000円
		特定継続世帯	3,030円	3,000円
	後期高齢者	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	1,600円	1,600円

支援金分 子ども・子 育て支援納 付金分	特定世帯	800 円	800 円	0 円
	特定継続世帯	1, 200 円	1, 200 円	0 円
	介護納付金分	1, 220 円	1, 240 円	▲20 円
	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	160 円	0 円	160 円
	特定世帯	80 円	0 円	80 円
	特定継続世帯	120 円	0 円	120 円

(第 23 条第 1 項第 3 号関係)

(8) 未就学児の世帯区分に応じた均等割額を下記のとおり変更します。

項目	軽減割合	令和 8 年度 (A)	令和 7 年度 (B)	増減 (A) - (B)
医療給付費分	7 割	4, 170 円	4, 065 円	105 円
	5 割	6, 950 円	6, 775 円	175 円
	2 割	11, 120 円	10, 840 円	280 円
	なし	13, 900 円	13, 550 円	350 円
後期高齢者支 援金分	7 割	1, 410 円	1, 350 円	60 円
	5 割	2, 350 円	2, 250 円	100 円
	2 割	3, 760 円	3, 600 円	160 円
	なし	4, 700 円	4, 500 円	200 円
子ども・子育て 支援納付金分	7 割	180 円	0 円	180 円
	5 割	300 円	0 円	300 円
	2 割	480 円	0 円	480 円
	なし	600 円	0 円	600 円

(第 23 条第 2 項関係)

(9) 出産被保険者及び 18 歳未満の被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額に  
係る減額規定を整備します。

(第 23 条第 3 項及び第 4 項関係)

(10) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(11) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以降の年度分の国  
民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、  
なお従前の例によるものとします。

(附則第 2 項関係)